

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所

氏名

(代理者) 住所

氏名

(電話番号)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 廿日市市

(地区名等

地区計画

地区)

2 行為の着手予定日 令和 年 月 日

3 行為の完了予定日 令和 年 月 日

4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		m ²
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			m ²
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積 (車庫等の面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途		
(vi) 緑化施設の面積 — m ²	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分毎に記載すること。
 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1の届出書によることができる。

市 処 理 欄	チ ェ ッ ク 項 目	用途	垣さく	備考	受付
		建ぺい率			
		容積率			
		敷地面積			
		壁面後退 高さ			
		形態意匠			